

【問3】川崎市ではポイ捨て禁止条例を何年に制定したでしょう？  
①平成元年 ②平成7年 ③平成15年 (答えは2ページ下)



## スプレー缶の排出方法が変わります！

平成21年12月1日から、スプレー缶の排出方法が次のとおり変わります。

### ◆現在の排出方法

中身を使い切り、火気のない屋外で穴を開ける。  
空き缶・ペットボトルと一緒に透明・半透明の袋に入れて排出する。



### ◆今後の排出方法

中身を使い切り、火気のない屋外で中身を出し切る。  
空き缶・ペットボトルと一緒に透明・半透明の袋に入れて排出する。  
※穴は開けなくても結構です。



## 3Rで循環型のライフスタイルを実践しましょう！

ごみを減らし、地球の環境を守るためにには、一人ひとりが環境に配慮した生活を心掛け、実践することが大切です。「買い物にはマイバッグを持参する」、「詰め替える商品を選ぶ」、「資源物の分別に協力する」など、身近にできる3Rをはじめてみませんか。

### リデュース

“ごみを出さない”

1R  
Reduce



### リユース

“くり返し使う”

2R  
Reuse



### リサイクル

“分別して再生利用”

3R  
Recycle



## ご存知ですか？ ポイ捨て禁止条例

川崎市では、美しいまちをつくるため、チューインガムのかみかす、たばこの吸いがら、空き缶やペットボトルなどの飲料容器の散乱を防止する条例を制定しています。

### ◆市内全域でポイ捨ては禁止です。

チューインガムのかみかす、たばこの吸いがら、空き缶などの飲料容器を公共の場所にみだりに捨ててはいけません。

### ◆条例には罰則を定めています。

指定された「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2万円以下の過料に処せられます。

重点区域 ○川崎駅周辺 ○武蔵小杉駅周辺 ○武蔵溝ノ口駅周辺  
○鷺沼駅周辺 ○新百合ヶ丘駅周辺

## みんなでつくる美しいまち…

チューインガム、  
たばこ、空き缶など  
のポイ捨てはやめ  
ましょう。

1 step



ごみは必ず持ち  
帰るか、ごみ箱  
などの回収用容  
器に入れましょ。

2 step



地域の美化活動  
に参加するなど、  
環境美化の促進  
に努めましょう。

3 step



### 編集後記

今秋からダンボールコンポストによる生ごみリサイクルを始めた。

担当にしては、生ごみリサイクルに取組むのに時間がかかったが、いろいろな手法がある中でこの手法にしたのは、本当に堆肥になるのか見たいからだ。(要は疑り深い。)気付いたことがある。1つは我が家家の普通ごみ出しが週1回になったこと、卵をよく食べているという2点である。(S)

編集・発行

〒210-8577 (住所はなくとも届きます)  
川崎市環境局廃棄物政策担当  
電話：044(200)2580 FAX：044(200)3923  
電子メール：30haise@city.kawasaki.jp